

議題 条例記載事項について

(主な意見)

○条例名称及び大枠について

- ・第 1 回ワーキンググループで「手話言語条例」と「コミュニケーション条例」を分けるという案を提案したが、今でもその気持ちに変わりはない。
しかし、条例が 1 つであっても手話とコミュニケーションに関することが条例の名称や内容的にも明確に分かれており、充実した内容であるならば、1 つの条例でもやむを得ないと思っている。名称としては、「手話言語と豊かなコミュニケーション条例」を提案する。(服部委員)
- ・名称については、手話言語の後ろに中点を入れれば、良いのではないか。(黒田委員)
→条例に中点は使えないため、手話言語とコミュニケーションの部分があるというの分かるような条例名称を検討し、第 3 回ワーキンググループで案を提示したい。(障害福祉課)
- ・仮称にある「その他」という言葉は適当でない。手話言語のみでなく、障害者全体の意思疎通手段に関する条例とわかるようにしてほしい。名称には障害者を入れるべき。(山本委員)
- ・「手話と情報・コミュニケーション」など、障害特性に応じたコミュニケーションのことと「手話が言語である」ことがわかるようにすれば良いのではないか。(亀井委員)
- ・明石市の条例には、中点が使われているがどうか。(黒田委員)
→自治体によって考え方が違うが、条例の名称に中点を使わないのが愛知県のルール。
仮称の「その他」という部分について、あくまでも仮称であり、これが正式な名称になるわけではない。名称については、御意見を参考に検討する。(障害福祉課)
- ・条例を 1 本でやっていくことについて、各委員了解ということで良いか。名称についても、御意見をいただき内容を踏まえ検討する(高橋座長)

※条例は、一本とすることです承

○前文について

- ・手話に対する誤解や偏見といった手話の歴史的経緯がある。手話が音声言語と異なる独自の文法体系を持ったろう者の母語であり、ろう者の社会進出には手話が重要な役割を

果たす。(安田委員)

- ・「手話は言語」という理解はできるが、条例とは別のところで歴史的な認識や「手話は言語」であることを伝えれば良いのではないか。
「手話言語」という言葉が入ることだろう者だけの条例というイメージになってしまうため、全ての障害者の意思疎通手段の必要性を認めることを考えたほうが良い。(木村委員)
- ・「手話言語条例」と「コミュニケーション条例」と分けたほうが良いということか。(服部委員)
- ・条例を分けるのではなく、1つの条例であっても、「手話言語」という言葉を抜いた方がよいのではないかということをお願い。
障害者全体の平等を図る必要がある。
手話の歴史を含む「言語である手話」に関することは別枠で考えた方がよい。
(木村委員)
- ・別枠で考えるとはどういうことか。1つの条例であるならば、「手話は言語」ということを省くことは反対。(服部委員)
- ・手話は伝達手段ではなく、手話はろう者にとって我々が使う日本語と同じ意味合いの言語。視覚に障害のある方の点字、難聴の方の要約筆記は日本語での情報取得であり、手話と点字や要約筆記などの2つの異なるものを1つの条例の中に入れる難しさはあるが、1つの条例でという提案がなされ、検討している。(高橋座長)
- ・この条例が聴覚障害者のための条例なのか、障害者全体の条例なのか、誰のための条例なのかが分からない(山本委員)
→条例の対象は、障害のある方全て。なぜ「手話言語」という言葉を入れるかと言えば、安田委員からの説明にもあったように「手話が言語である」ということを明確にすることが手話の普及の前提であるということ。もう一方で、手話だけではなく様々な障害のある方の意思疎通手段の普及を図っていくという2つ意味あいがある。
- ・手話は手段だと思っていたが、手話が言語であることの説明を聞いて手話は他のコミュニケーション手段とは違うことが理解できた。(岡田委員)
- ・障害者全体を網羅する条例ということには賛成。また、手話の歴史を踏まえ「手話は言語である」ということも理解している。1つの条例で入れ込んでいくという難しさはあるが、障害の特性に応じたコミュニケーション手段として、いろいろな手段や道具を

使って障害のある人ない人が共生できる社会としていくことが目的。前文には障害者全体を網羅する内容をいれていただきたい。(西尾委員)

- ・手話が言語であることを再認識し、障害者全体のことを考えていきたい。(牧野委員)
- ・障害種別であったり、障害特性に応じた多様な意思疎通手段が認められる必要がある。手話が言語として認められてこなかったからそれも認める必要がある。この2つを条例に取り入れる必要がある。(高橋座長)
- ・2つの異なるものを1つの条例にする難しさはある。
手話に関わってきたことから手話が言語という立場で発言をしているが、障害者の様々なコミュニケーション手段の大切さを否定しているわけではない。一つの条例にする場合、前文に「手話は言語である」ということを書き込めるのか、名称についても、手話が言語であることとコミュニケーション手段が同等に扱われていることがわかるような工夫が必要(安田委員)

→全ての障害のある方を対象とした意思疎通手段のことに「言語である手話」ということを前文に書き込み、本文についてもできる限り御意見を取り入れたものとなるよう検討し、次回のワーキンググループで提案させていただきたい。(障害福祉課)

- ・障害者全体が平等ということは当然のこと。障害者基本法で「手話は言語」と書かれているが、その意味するところまで書かれておらず、結果として全国で手話言語条例が制定される動きとなっている。「手話は言語である」という意味まで理解したうえで、障害者全体のコミュニケーション手段の普及について一緒に考えていきたい。(宮川委員)
- ・手話だけが強調されるのはどうかという御意見。障害の特性に応じた障害者全体のことを前文や本文に記載していくべきという御意見をいただいた。案文作成にあたって参考にされたい。(高橋座長)
- ・手話は言語という事実は、条例に入れるべき。名称を先に考えないと検討が進まないと思う。(黒田委員)
- ・手話が言語であることを県民に知っていただき、他の障害者団体も理解していただきたい。手話が言語という運動を続け、認められたことは画期的なこと。その流れを手話だけのことと考えずに、様々なことに波及させていくきっかけと捉えてもらえるとうれしい。特性に応じた意思疎通の手段を使うことが保障されるということの重要性を大事にする社会になればと思う。(安田委員)

○目的について

- ・ろう者以外に難聴者、中途失聴者についても条文に明記されるのか。(黒田委員)
→前文で手話の歴史や認識について触れる中では、ろう者という言葉を使い説明することになる。それ以外のところでは難聴者や知的障害者などの言葉を使わずに包括的な表現としていきたいと考えている。(障害福祉課)
- ・聴覚障害者の方36万人のうち、手話を使う方は6万人と言われている。その他の方は多様な手段で意思疎通を図っているが、障害者支援は、その多様性を認め支援して行くことである。定義や条文が多少長くなっても丁寧な説明が必要ではないかと思う。(高橋座長)
- ・この条例をろう者のための条例として独り占めするつもりはない。どの障害も平等であるという考えだが、前文の「手話は言語である」ということを説明する部分にはろう者という言葉が必要だと思う。また、知事が、条例制定の必要性を説明された時に、災害時の的確な情報伝達についても触れられていたがどうなるのか。(服部委員)
→災害時の対応については、条文に入れる予定。(障害福祉課)
- ・手話が使える環境整備とはどういうことか。(亀井委員)
→過去の聴覚障害者への差別や偏見から、高齢になった聴覚障害者は孤独な生活をしている方もいる。そういった聴覚障害者を対象としたグループホームや老人ホームがあればという思いがあり、環境整備が必要と記載した。(服部委員)
- ・独居や世帯、地域間格差のない環境整備の実現が必要と考えるためそのような文言を入れていただきたい。(西尾委員)
- ・様々なバリアに対する環境整備が必要であり、共生社会の実現には自立・自律が必要で自ら情報を得て自ら発信するなど、社会的な不利益を被らないためにも、自ら選択することが尊重されるべきと考える。(高橋座長)

○支援者の確保・養成

- ・手話通訳者は増えているが、手話通訳だけでは生活できないため他の仕事に就いている方が多い。差別解消法施行に伴い手話通訳の必要性は高まっているが、現在の登録制による派遣には限界がある。
公的機関での採用や手話通訳者の身分保障について配慮していただきたい。(宮川委員)

○学校における普及

- ・学校に限定せず、「教育現場における普及」とした方が範囲が広がるのではないか。(黒田委員)

→教育現場にすると、取組の実施主体が誰なのか不明確になる。

- ・教育現場という表現では、人それぞれ考え方が違うため学校、特に「義務教育における」としていただきたい。盲ろう児は、ろう学校・盲学校のどちらかに通学するがどちらに行っても不十分。担当教員が盲ろう児に付きっきりになれないため移動も十分に出来ず、授業内容も分からない。保護者は学校に申し入れているが、実際は配慮されておらず、学校への盲ろう者通訳・介助員の派遣利用ができないかと思う。(木村委員)

○定義すべき事項

- ・重度障害者用意思伝達装置は、日常生活用具とは違うのか。含まれるのならば日常生活用具と記載した方が適当と思う。(山本委員)

→ALS患者が使う視線入力装置は補装具として対応している。(障害福祉課)

○調査に関すること

- ・重度障害者用意思伝達装置は補装具であり、市町村と協力し、文字盤、重度障害者用意思伝達装置等を意思疎通の手段した障害者の調査をしていただき、対策を講じていただきたい。(西尾委員)

○情報発信について

- ・災害時における避難所等でコミュニケーション支援の必要性を発信し、支援ツールを設置をしてもらえれば、災害時でも障害の有無に関係なく共生して避難所で生活ができる。(西尾委員)

- ・発達障害者は避難所に入れないため、災害時の情報発信については触れる必要がある。(岡田委員)

- ・熊本地震でも避難所での対応について課題があったと思う。災害時の情報発信について項目を設けて触れる必要がある。(服部委員)

- ・盲ろう者など、災害時に一人で避難できない者が避難できる場所を確保してほしい。(木村委員)

→避難所に関する記載については担当部局と調整したい。(障害福祉課)

○計画の策定・推進

- ・全国の県市町村で手話言語条例が制定されているが、県の条例と市町村の条例の関係性はどのようになるのか。(服部委員)

→県の条例で、市町村への義務付けを記載することは考えていない。市は市の事務の範囲

内で条例を定め、責務や役割を決めていくものと考えている。（障害福祉課）

- ・特定団体にこだわらず、障害者全体の意見を聞いて計画を策定していただきたい。（木村委員）

○推進協議会について

- ・推進協議会を設置し、条例制定後の状況等の変化によっては、条例を見直すことも必要となるため3年後に見直すという文言を入れる必要があるのではないか。（服部委員）
→見直しの記載については検討していきたい。（障害福祉課）
- ・手話に限定した推進協議会はどうかと思う。（木村委員）
- ・障害の多様性を共有し障害者全体の意思疎通について解消するために動いていく必要がある。（高橋座長）